

●香川県告示第221号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

平成20年5月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

県内全域の養鶏農場

3 実施の期日

平成20年5月7日から平成20年5月31日まで

4 消毒方法の実施方法

消石灰等の消毒薬の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布